

道路清掃による産業廃棄物処分（単価契約）

仕様書

1. 委託概要

- （１）対象品目 道路・街渠樹の清掃で排出された汚泥
- （２）処理方法 焼却
- （３）契約期間 契約締結日から令和９年３月３１日まで
- （４）支払方法 月末締めの翌月払い

2. 提出書類

- （１）契約時に提出する書類
 - １．産業廃棄物処理業の許可証の写し
 - ２．契約書
- （２）委託料請求時に提出する書類
 - １．請求書
 - ２．産業廃棄物管理票（Ｂ２票・Ｄ票）

3. 委託料

- （１）産業廃棄物管理票（Ｂ２票・Ｄ票）を検査、確認し、適正と認めたときは、請求書を受理した日から３０日以内に当月分の委託料を支払うものとする。
- （２）委託料の計算における産業廃棄物量の単位は０.０１ｔまで（０.０１ｔ未満切り捨て）とする。
- （３）消費税等相当額については、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額を加算するものとする。
計算において、円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4. 産業廃棄物の発生予定数量

豊中市内の市道を機械清掃にて集積された産業廃棄物の年間排出予定量及び１回あたり最大排出予定量は以下のとおりである。ただし予定量は確約するものではない。

- ・年間排出予定量 30 t
- ・１回あたり最大排出予定量 3.7 t

5. 関係法規等の遵守

受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）を遵守し、不法行為を行ってはならない。

6. 不当介入に対する報告・届出等

- (1) 受託者は、契約履行に当たって、「豊中市暴力団排除条例（平成 25 年 4 月 1 日 制定）」の定めるところにより、暴力団員等から不当若しくは違法な要求又は契約の適切な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、本市への報告及び管轄警察署への届出(以下「報告・届出」という)を行わなければならない。
- (2) 報告・届出は、不当介入等報告・届出書（別に定める様式）により、速やかに、本市に報告するものとともに、所轄警察署の行政対象暴力対策担当者に届け出るものとする。ただし、緊急を要するため時間的余裕がなく、当該不当介入等報告・届出書を提出できないときは、口頭により報告することができる。この場合は、後日、不当介入等報告・届出書により報告し、及び届け出るものとする。
- (3) 受注者は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導」しなければならない。
- (4) 報告・届出を怠った場合は、当該受注者等に対し、注意の喚起を行うことがある。

7. その他

本仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。